

令和5年度湖北水道企業団資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

★資金不足額 = (流動負債-控除企業債等-控除未払金等-控除額①-控除引当金等-PFI建設事業費等)
+算入地方債の現在高-(流動資産-控除財源-控除額②)+貸倒引当金)-解消可能資金不足額

- ・控除企業債等: 貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他会計からの長期借入金のうち、建設改良費等に充てるためのものの額
- ・控除未払金等: 貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度において地方債を起すこととしているもの又は他会計からの長期借入金をすることとしているものの額
- ・控除額①: 連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計(一般会計又は法非適用会計等)との間で生じる重複額(決算における未払金のうち現金会計である他会計へ支出する予定のものであって、当該他会計の決算において歳入として計上されなかったものの額)
- ・控除引当金等: 貸借対照表の流動負債に計上されている引当金とリース債務の額(経過措置)
- ・PFI建設建設事業費等: 決算において貸借対照表の流動負債に計上されている民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む)に係るものの額
- ・算入地方債の現在高: 建設改良費、準建設改良費(地方債に関する省令第12号に規定するもの)以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
- ・控除財源: 決算年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、決算年度に収入された部分に相当する額
- ・控除額②: 連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計(一般会計又は法非適用会計等)との間で生じる重複額(決算における未収金のうち現金会計である他会計から収入する予定のものであって、当該他会計の決算において歳出として計上されなかったものの額)
- ・解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、控除される一定の額

★事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

資金不足比率

単位:円

流動負債	582,862,684	①
控除企業債等	142,828,126	②
控除未払金等	0	③
控除額	0	④
控除引当金等(経過措置)	0	⑤
PFI建設事業費等	0	⑥

算入地方債の現在高	0	⑦
-----------	---	---

流動資産	2,363,920,665	⑧
控除財源	0	⑨
控除額	0	⑩
貸倒引当金(経過措置)	0	⑪

解消可能資金不足額	0	⑫
-----------	---	---

資金不足額	△ 1,923,886,107	(①-②-③-④-⑤-⑥) + ⑦ - (⑧-⑨-⑩+⑪) - ⑫=⑬
-------	-----------------	-------------------------------------

※マイナスの場合、資金は不足していません。

資金不足比率	-	⑬/⑯
--------	---	-----

※資金が不足していない場合は「-」で表示されます。(資金不足比率 -132.31%)

実質資金不足比率

単位:円

※実質流動負債は控除企業債等(②の金額・令和6年度償還予定企業債額)、控除未払金等(③の金額)、控除額(④の金額)、控除引当金(⑤の金額)及びPFI建設事業費等(⑥の金額)を控除しない額であるので、①の金額(①から②、③、④、⑤、⑥を控除しない額)となる。

実質流動負債	582,862,684	①と同額
実質資金不足額	△ 1,781,057,981	①+⑦ - (⑧-⑨-⑩+⑪) - ⑫=⑰

※マイナスの場合、資金は不足していません。

実質資金不足比率	-	⑰/⑯
----------	---	-----

※資金が不足していない場合は「-」で表示されます。(資金不足比率 -122.48%)

参 考

流動比率	537.21%	⑧/(①-②-③-④-⑤-⑥)
実質流動比率	405.57%	⑧/①